

宇都宮ブランド・移住定住プロモーション業務委託 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

宇都宮ブランド・移住定住プロモーション業務委託

2 業務の目的・背景

社会動態において転出超過となっている東京圏に対して、宇都宮市の「暮らしやすさ」や「子育てのしやすさ」などの都市の実力に加え、地域の賑わいなどの宇都宮の多様な「愉快」を訴求することで、宇都宮市の認知度向上を図り、更なる関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進につなげるもの

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年12月28日(月)までとする。

4 企画提案上限額

35,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 企画提案上限額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、業務履行に要する経費として参考に示すものである。

※ 企画提案上限額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本業務の遂行にあたり、受託者は、本仕様書に定める事項を遵守するものとする。

なお、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本アライアンスと受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、「第3章 特記仕様」によるものとする。

3 関係法令等

受託者は、本業務の執行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

4 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者にもらしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

5 権利の帰属

本業務にかかる成果物の著作権等の権利は、全て本アライアンスに帰属するものとする。

6 業務担当者及び業務管理

- (1) 受託者は、本業務が宇都宮市の将来にわたる発展につながる重要な事業であることを十分に理解し、適切かつ確実な業務遂行と質の高い成果品の納入が担保される体制を整えるものとする。
- (2) 受託者は、常に本アライアンスと連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるものとする。このうち業務監督者は、業務全般を統括・管理するものとする。また、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。
- (4) 受託者は上記の業務体制について役職、担当業務、担当者名などを明確にしたうえで、本アライアンスに報告するものとする。

7 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本アライアンスに報告するものとする。

8 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本アライアンスが仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本アライアンスの承諾を得なければならない。ただし、本アライアンスが仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本アライアンスは、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は、原則として受託者が行うものとするが、本アライアンスから貸与を受ける資料については、そのリストを本アライアンスに提出し、業務完了とともに返却するものとする。

なお、業務完了前においても本アライアンスから返却の要求があった場合は、速やかに返却するものとする。

10 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び特記仕様に定めるもののほか、随時必要に応じて行うものとする。

11 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本アライアンスへ報告するものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本アライアンスの承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
 - ア 業務担当者届
 - イ 業務実施計画書
 - ウ 課税事業者届出書
- (2) 業務完了時
 - ア 業務完了届
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

13 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 2部
- (2) その他関係資料 一式
- (3) 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM等） 一式

14 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、本アライアンスの検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、審査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本アライアンスの検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格とされる点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

15 その他

業務の遂行にあたり使用する関係資料、データ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典、年月等を明記するものとする。

第3章 特記仕様

本業務の内容は、以下のとおりとする。

1 「JR山手線ADトレイン+車体広告」の実施

(1) 業務の目的

1 編成の車両内外のすべての広告を宇都宮市の訴求力の高い広告にすることで、メディアやSNS上での話題性の獲得につなげるとともに、関係人口の創出につながる宇都宮愉快市民の獲得や、移住相談の獲得に向けた移住定住応援サイトへの検索行動を誘発することを目的とする。

(2) 業務の概要

「JR山手線ADトレイン+車体広告」を活用した宇都宮市のPR

(3) 業務の目標

本業務の効果検証が可能となる目標を具体的に提案すること。

(例) 事業期間内の「宇都宮愉快市民」の申請数や、「移住定住応援サイト」への訪問者数、移住相談件数 など

なお、設定した目標や目標値については、契約前に本アライアンスと協議の上、業務着手時までに設定するものとする。

(4) 業務の対象（ターゲット）

地方圏出身で東京圏在住の30歳代の子育て世帯を主なターゲットとする。

(5) 業務内容

ア 「JR山手線ADトレイン+車体広告」の申込み

(ア) JR山手線において「ADトレイン」及び「車体広告」が実施できるよう調整すること。

(イ) 実施時期は、令和8年11月とし、実施期間は半月間とする。

なお、実施時期については、契約前に本アライアンスと協議の上、業務着手時までに設定するものとする。

イ 「JR山手線ADトレイン+車体広告」における掲示物等の企画・制作

(ア) 話題性の獲得だけでなく、「宇都宮愉快市民」の獲得及び、「宇都宮移住定住応援サイト」への検索行動を誘発するなど、関係人口の創出や移住定住の促進につながる企画を具体的に提案すること。

※ 「宇都宮愉快市民」については、QRコードを読み込み、簡易なアンケートを回答するだけで申請・登録ができるシステム（NFTを活用したデジタル化）を令和8年8月頃に導入予定

- (イ) 目的を踏まえ、中づり広告やポスターなどの車内及び車外広告のイメージを具体的に提案すること。
(例) 宇都宮愉快ロゴや、宇都宮愉快市民の登録QRコードのほか、宇都宮の暮らしやすさや子育てのしやすさをアピールするもの など
- (ウ) 「ADトレイン」内で放映する動画の内容やコンセプトを具体的に提案すること。
なお、既存の宇都宮ブランド・移住定住プロモーションの30秒動画(字幕あり)を必ず使用することとし、その他1種類以上の動画(受託者の新規制作動画または宇都宮市が過去に制作した動画)を使用すること。
- (エ) その他、ポスター等の掲出や撤去など、必要な業務全般を行うこと。

2 「餃子犬じゅうべえ」を活用した宇都宮市のPR

(1) 業務の目的

「餃子犬じゅうべえ」の設置など通じて、多くの人の目を惹き、SNS等での拡散を図ることで、宇都宮市の認知度向上や来訪意欲の喚起につなげることを目的とする。

(2) 業務の概要

「餃子犬じゅうべえ」を都内の鉄道駅等に設置することによる宇都宮市のPR

(3) ターゲット

東京圏在住の20歳代、30歳代の女性

(4) 業務の目標

本業務の効果検証が可能となる目標を具体的に提案すること。

(例) 番組獲得数、メディア掲載件数、SNS投稿数 など

なお、設定した目標や目標値については、契約前に本アライアンスと協議の上、業務着手時までに設定するものとする。

(5) 業務内容

ア 「餃子犬じゅうべえ」像の設置

- (ア) 現在、JR宇都宮駅に設置している「餃子犬じゅうべえ」像(1体)を都内の鉄道駅や、駅に隣接する商業施設等に設置すること。

なお、設置場所は、選定理由及び本事業の実現性(設置が可能な理由)を明確に示した上で、提案すること。

- (イ) 実施時期は、「JR山手線ADトレイン+車体広告」の実施に合わせ、令和8年11月とする。

なお、実施にあたっては、効果的な期間を提案することとし、契約前に本アライアンスと協議の上、業務着手時までに設定するものとする。

イ バックパネル等の企画・制作等

- (ア) 上記と併せ、宇都宮市への認知度向上や来訪意欲の喚起につながる新規のバックパネルを企画・制作し、設置するとともに、設置期間終了後には、速やかに撤去すること。
- (イ) 都内の鉄道駅等に「餃子犬じゅうべえ」像を設置している期間は、JR宇都宮駅に、「餃子犬じゅうべえ」像が不在であることがわかるパネル等を企画・制作し、設置すること。

ウ その他

上記のア（「餃子犬じゅうべえ」像の設置）及びイ（バックパネル等の企画・制作・設置）の代替案を提案することも可とする。

ただし、「餃子犬じゅうべえ」の活用（イラスト等）を必須とした上で、代替案の事業手法や、取組効果を示すこと。

（例）J・ADビジョンの活用や、大型ボードの設置 など

3 独自の提案

本プロモーション効果の最大化を図るため、メディア露出やSNS等での拡散などにつながる取組を独自提案すること。

なお、提案にあたっては、本業務の効果検証が可能となる目標を具体的に提案することとし、設定した目標や目標値を契約前に本アライアンスと協議の上、業務着手時までに設定するものとする。

【提案例】

- ・ 「JR山手線ADトレイン+車体広告」の出発式
- ・ ADトレインとは別の列車での車両内メディア放映
- ・ 「餃子犬じゅうべえ」像の除幕式の開催
- ・ 宇都宮ブランドアンバサダーを活用した宇都宮のPR
(宇都宮ブランドアンバサダーへの報償は本アライアンスが負担する。)
- ・ ノベルティグッズの制作・配布
- ・ 移住の取組を中心に紹介する特集番組等でのメディア獲得
- ・ TVer や Youtube などの動画配信サイトでの配信 など

4 効果測定・報告書

- ・ 各業務の進捗状況等を適正に管理し、適宜、効果測定を実施すること。
なお、効果測定などにより課題等が顕在化した際は、事業効果の最大化を図るために必要な見直し(案)等を提案することとし、見直し後の業務については、本アライアンスと協議の上決定すること。ただし、追加費用は認めないものとする。
- ・ 事業完了後は、速やかに報告書を本アライアンスに提出すること。

◎ その他留意事項

- (1) 著作権など第三者が権利を有する映像，画像，絵画等を使用する場合には，使用に関する手続，費用等は受託者が責任を持って負担・処理すること。なお，宇都宮市及び本アライアンスに帰属する画像やイラスト等を使用する際には，契約前に本アライアンスと協議すること。
- (2) 本業務に係る費用については，全て受託者の責任において，委託料から支払うこと。
- (3) 事務打合せ及び進捗管理，本アライアンス関係者への説明などについては，定期的なもののほか，必要に応じて随時対応ができる体制を取ること。
- (4) 経費については，作成に伴う費用，発信に伴う費用，使用料や謝礼など，必要と思われる一切の費用を含めて見積もること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については，本アライアンスと協議の上，決定すること。